

## 2 検定・装置検査手数料

令和8年4月1日現在

手数料の名称	種類	能力	備考	金額	
検定手数料	(ア)電気式はかり	ひょう量が30kg以下		1,200円	
		ひょう量が100kg以下		1,400円	
		ひょう量が250kg以下		1,800円	
		ひょう量が500kg以下		2,200円	
		ひょう量が500kg超1t以下		2,550円	
	(イ)棒はかり	ひょう量が10kg以下			250円
		直線目盛のばね式指示はかり ひょう量が10kg超			340円
	(ウ)上記以外のはかり (1tを超える電気式はかりを含む。)	ひょう量が5kg以下			310円
		ひょう量が20kg以下			340円
		ひょう量が50kg以下			420円
		ひょう量が100kg以下			520円
		ひょう量が250kg以下			680円
		ひょう量が500kg以下			1,060円
		ひょう量が1t以下			1,750円
		ひょう量が2t以下			3,150円
		ひょう量が5t以下			6,350円
		ひょう量が10t以下			7,950円
		ひょう量が20t以下			11,650円
		ひょう量が30t以下			14,450円
		ひょう量が40t以下			19,250円
		ひょう量が50t以下			21,650円
		ひょう量が50t超			38,250円
	(エ)分銅	表す質量が200g以下			20円
		表す質量が200g超			230円
	(オ)定量おもり	質量が5kg以下			20円
		質量が20kg以下			100円
		質量が20kg超			300円
	注1	(ア)から(ウ)において、最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下この項において同じ。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下この項において同じ。)がひょう量の10,000分の1未満のものにあつては、2倍の金額とする。			
	注2	(ア)又は(ウ)において、2以上の計量範囲を有するものにあつては、その最大ひょう量の手数料の額に、計量範囲が1増すごとに、当該手数料の額の5割に相当する額を加えた金額とする。ただし、(注1)に該当する場合は、適用しないものとする。			
	体積計	簡易燃料油メーター			1,600円
自動車等給油メーター				2,100円	
小型車載燃料油メーター				2,100円	
大型車載燃料油メーター		口径30mm以下		2,680円	
定置燃料油メーター		口径30mm超		3,430円	
液化石油ガスメーター				6,430円	
装置検査手数料	タクシメーター			800円	